

社会福祉法人

七宗町社会福祉協議会

報酬・費用弁償

## 社会福祉法人七宗町社会福祉協議会役員の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 社会福祉法人七宗町社会福祉協議会役員の費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償その額)

第2条 役員が職務を行うために会議に出席した場合には、その都度次のとおり費用弁償を支給する。

但し、町外での会議等に自家用車にて参加時のみ、当協議会の旅費規程を準用するものとする。

\*平成25年度第3回変更

役職名	費用弁償の額	支給条件
会長	<u>2,000円</u>	<u>理事会、正副会長会議、評議員会に出席の時</u>
	<u>1,000円</u>	<u>重要な渉外、研修、本会が主催する催し等に出席の時</u>
副会長	<u>2,000円</u>	<u>理事会、正副会長会議に出席の時</u>
	<u>1,000円</u>	<u>重要な渉外、研修、本会が主催する催し等に出席の時</u>
理事	<u>2,000円</u>	<u>理事会出席の時</u>
	<u>1,000円</u>	<u>重要な渉外、研修、本会が主催する催し等に出席の時</u>
監事	<u>2,000円</u>	<u>監事会、理事会、評議員会に出席の時</u>
	<u>1,000円</u>	<u>重要な渉外、研修、本会が主催する催し等に出席の時</u>
評議員	<u>2,000円</u>	<u>評議員会出席の時</u>

\*平成23年度第4回変更

附 則 (平成20年3月24日規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成25年11月12日から施行する。

